



2024年3月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ク ノ ロ ジ ー ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 良 原 広 樹
(コード番号：5248 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 宮 内 駿
TEL. 03-6432-7524

第三者割当による第1回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、以下のとおり、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115）（以下、「LCAM」といいます。）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下、「LCA0」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）である MAP246 Segregated Portfolio（以下、「MAP246」といい、LCA0 及び MAP246 を個別に又は総称して、以下、「割当予定先」といいます。）を割当予定先として第三者割当の方法による第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年4月8日
(2) 発行新株予約権数	2,800個
(3) 発行価額	総額 13,384,000 円 (本新株予約権1個につき4,780円)
(4) 当該発行による潜在株式数	280,000株(新株予約権1個につき100株)
(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,497,384,000円(差引手取金概算額:1,442,869,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額:13,384,000円 新株予約権行使による調達額:1,484,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使価額	5,300円(固定) 本新株予約権は、行使期間中に行使価額の修正は行われません(固定行使価額型)。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によって行います。 LCA0 2,240 個 MAP246 560 個
(8) 新株予約権の行使期間	2024年4月9日から2027年4月8日までとします。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が当社の事前の書面による承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定先の本新株予約権引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

ア. 当社グループの事業概要

当社は事業持株会社であり、当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社 Cotori、株式会社エコ革）の計3社で構成されております。

当社グループは、「テクノロジーでより面白く、より便利な世の中を創造する」というビジョンのもと、映像ソフトウェア開発・AI といった技術領域や企業向け SaaS、太陽光発電設備の施工販売といったビジネス領域において、お客様にとって最大限の価値を創造できるようなサービスの提供に取り組んでおります。

具体的には、(ア)IT ソリューション事業、(イ)SaaS 事業、(ウ)再エネソリューション事業の3事業を展開しております。

当社及び連結子会社の位置付け及びセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	主なサービス	会社名
IT ソリューション事業	受託開発 ・エンターテイメントに関連する映像ソフトウェア開発 ・AI 等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発	株式会社 Cotori
	自社ソフトウェアサービスの提供 ・金融自動売買システム「SAZANAMI SYSTEM」	当社 株式会社 Cotori
SaaS 事業	人材派遣会社向け業務管理システム「jobs」の提供	当社
	Sales Enablement (※1) ツール「Circle」の提供	
再エネソリューション事業	産業用太陽光発電、家庭用太陽光発電の施工・販売	株式会社エコ革

(注) 1. 当社は事業持株会社として、グループ全体の事業戦略策定・実行の他、子会社に対して経理、与信管理等の業務受託を含む経営管理業務を行っております。

2. 当社は SaaS 事業及び IT ソリューション事業の金融自動売買システム「SAZANAMI SYSTEM」の提供を行っており、株式会社 Cotori では IT ソリューション事業の受託開発サービス、株式会社エコ革では再エネソリューション事業の太陽光発電設備の施工・販売を行っております。

各事業の内容の詳細は、次のとおりであります。

(ア) IT ソリューション事業

主に、①エンターテイメントに関連する映像ソフトウェア開発、②AI 等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発の領域において受託開発、及び③金融自動売買システムの販売を行っ

ております。

当社グループは、当社グループの技術者が持つ経験やナレッジを活かし、総合的な視点に立った上でお客様の価値を創出する IT サービス企業グループです。

なお、本事業では、主として顧客企業又は一次請け企業との請負契約に基づき、成果物の対価として収益を得ております。

(イ) SaaS 事業

当社グループでは、自社プロダクトとして、SaaS (※2) の開発・提供を行っており、当社が販売及びカスタマーサポート業務を、株式会社 Cotori が開発・保守・メンテナンス等の業務を行っております。

本事業では、主として顧客企業から、クラウドで提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領しております。売切り型ではなく、継続的なサービスの提供を前提としていることから、継続的に収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルであり、同時に新規契約数の増加により高い成長を目指すビジネスモデルでもあります。

(ウ) 再エネソリューション事業

当社は、2023 年 7 月 27 日付で太陽光発電設備の施工・販売を行う再エネソリューション事業を主たる事業とする株式会社エコ革を子会社化したことに伴い、2024 年 1 月期第 2 四半期連結会計期間より、当社グループが営む事業として再エネソリューション事業が新たに加わりました。

本事業においては、現在社会全体として SDGs の達成や、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みが注目され、成長が見込まれる同業界において、ドローン（無人航空機）による空撮や 3D（3 次元）地形データの作成等、最先端のテクノロジーを活用し、長年の実績に基づくワンストップ体制でのサービスを提供しております。

(※1) Sales Enablement

営業組織が「継続的に営業成果を出し続けるための仕組みを構築すること」を指します。

(※2) SaaS

Software as a Service の略称であり、ユーザーのコンピューター等にソフトウェアをインストールするのではなく、インターネット経由でソフトウェアを利用する形態のサービスを指します。

イ. 当社グループの成長戦略及び今回の資金調達について

2024 年 1 月期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類感染症となり、経済社会活動の正常化が進みつつありますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格の高騰や世界的な物価上昇、円安の進行など先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、少子高齢化や人口減少を背景に労働生産性の向上を図っていくことが課題となっており、既存システムの刷新やデジタルトランスフォーメーション (DX) の推進による IT 投資需要が高まっております。

このような環境の下、当社グループは、「テクノロジーでより面白く、より便利な世の中を創造する」というビジョンのもと、映像ソフトウェア開発・AI といった技術領域や企業向け SaaS、太陽光発電設備の施工販売といったビジネス領域において、お客様にとって最大限の価値を創造できるようなサービスの提供に取り組んでまいりました。

当社グループは、IT ソリューション事業において、主にエンタメ映像ソフトウェア開発や AI 等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発を中心とした売上を計上しました。SaaS 事業においては、人材派遣会社向け管理システム「jobs」を中心に販売実績を積み重ねてきました。再エネソリューション事業においては、太陽光発電設備の施工・販売による売上を計上しました。

以上の結果、2024 年 1 月期における当社グループの業績は、売上高 7,129,535 千円（前年同期比 662.90%）、営業利益 842,500 千円（同 498.86%）、経常利益 675,170 千円（同 419.65%）、親会社株主に帰属する当期純利益 106,202 千円（同 142.29%）となりました。

他方で、当社の自己資本比率は、2023 年 1 月期において 69.5%でありましたところ、株式会社エコ革の

連結子会社化により総資産が増加したことに伴い、2024年1月期における自己資本比率は5.8%となっており、さらなる自己資本の充実を図り財務基盤を強化することは、今後の成長戦略を実行していく上でも、当社における重要な財務課題の1つであると認識しております。

また、当社グループでは、売上高と営業利益を重要な経営指標として管理しております。これらを重視する理由は、企業として一定程度の売上高規模を確立することで、事業基盤の安定性を確保するとともに、安定した利益の成長を継続させることで、新規領域への投資を機動的に行うことが重要であると考えているためであります。また、継続的な利益の確保は安定的なキャッシュ・フローにもつながると考えており、株主への安定的な利益還元を実現するとともに、今後の事業拡大を見据えM&A等への取り組み等についても、資金の状況等を勘案しながら取り組む所存であります。

当社グループの2022年1月期から2024年1月期までの実績及び2025年1月期の計画につきましては、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022年1月期 (実績)	2023年1月期 (実績)	2024年1月期 (実績)	2025年1月期 (業績予想)
売上高	789	1,075	7,129	14,154
営業利益	60	168	842	1,561
経常利益	61	160	675	1,375
親会社株主に帰属 する当期純利益	81	74	106	241

(将来に関する記述等についての注意点)

上記に記載されている業績予想数値等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

また、当社グループは、2024年3月18日付開示「事業計画及び成長可能性に関する事項並びに決算説明資料」に記載のとおり、以下の成長戦略を掲げております。

1) ITソリューション事業の成長戦略：①事業領域の拡大 (AI、DX、その他)、②人員の強化 (M&A含む)

当社グループの主要事業であるITソリューション事業が属する受託開発ソフトウェア市場は、今後も着実に成長していくと考えております。エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発 (遊技機向け) の市場規模は、将来的に微減すると予測されるものの、引き続き安定した市場形成が見込まれると考えております。国内のAIビジネス市場については、堅調な成長が見込まれる中、特にAI画像認識市場は急成長が見込まれると考えております。

したがって、当社グループといたしましては、①事業領域の拡大 (AI、DX、その他) 及び②人員の強化 (M&A含む) に注力することにより、受注規模の拡大及び自社プロダクトの開発・展開を強化し、収益の安定化を目指してまいります。

今後、当社の既存事業に関連する事業のみならず、シナジー効果等が見込まれ、企業価値向上が見込まれる案件については、異業種であっても積極的にM&Aを行ってまいります。

2) SaaS 事業の成長戦略：①売上規模の拡大及びそれに伴う早期の黒字化・先行投資の回収

世界的な物価高騰等の影響下において多くの人材派遣会社がコスト削減を強いられる中、当社の人材派遣会社向け管理システム「jobs」は価格体系において月額3万円であることから、時代の流れやお客様のニーズに合う製品となっており、新規顧客を獲得することができております。今後も労務管理 SaaS の市場規模は大きな成長が予測されることから、当該環境を追い風に「jobs」の拡販を図ってまいります。また、統合型マーケティング支援市場についても、引き続き市場規模の成長が予測されることから、当社の Sales Enablement ツール「Circle」及びその他の新規サービスの開発を推進し、ストック型ビジネスである SaaS 事業の拡大による利益率向上・収益安定化を目指してまいります。

なお、SaaS 事業につきましては、現状は新規従業員採用等に伴う費用が先行してしておりますが、売上規模の拡大に伴い早期に黒字化することによって、かかる先行投資の回収フェーズに移行するよう努めてまいります。

3) 再エネソリューション事業の成長戦略：①IT 技術の活用、②営業力・技術力の強化

固定価格買取制度 (FIT) (※3) における太陽光発電に関する買取期間の終了及び NonFIT (※4) への移行により、売電価格が市場価格に左右されることとなり一定の利益減が見込まれるものの、今後、脱炭素社会の実現に向けて太陽光発電システムの社会的ニーズは依然として高く、引き続き市場規模の拡大が見込まれると考えております。

したがって、再エネソリューション事業におきましては、当社子会社株式会社エコ革のこれまでの実績を足掛かりとして、当社の IT 技術の活用を強みに NonFIT の利益率の向上を図り、さらなる受注規模の拡大を目指します。具体的には、当社の技術力・デザイン力を駆使した物件施工前の 3D データ等に対する画像認識処理及びデザインの技術提供、最適化による提案力の強化、当社の営業販路を活用した売上拡大を図ってまいります。

(※3) 固定価格買取制度 (FIT)

再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、電気事業者が一定期間固定価格で買い取ることを義務付ける制度を指します。

(※4) NonFIT

再生可能エネルギーの発電のうち、FIT 制度 (固定価格買取制度) の適用を受けていない発電設備を指します。

以上のとおり、当社グループといたしましては、今後さらなる事業拡大及び収益力強化を図り、持続的な成長を実現していくためには、事業領域の拡大及び人員の強化を目的とした新規 M&A 又は戦略的提携を積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えております。

したがって、今後、当社の既存事業に関連する事業のみならず、シナジー効果等が見込まれ、企業価値向上が見込まれる案件については、異業種であっても積極的に M&A を行ってまいります。

なお、当社は、2023 年 7 月 14 日付開示「株式の取得 (子会社化) に関するお知らせ」(以下、「2023 年 7 月 14 日付開示」といいます。)に記載のとおり、さらなる事業拡大及び業績向上を図るため、再エネソリューション事業を営む株式会社エコ革の株式 34% を取得し、連結子会社化いたしました。当社は、今後、段階的に株式会社エコ革の株式取得を実施し、最終的には株式会社エコ革の全株式を取得する予定です。当社といたしましては、再エネソリューション事業を今後の当社グループにおける成長の柱となる中核事業の 1 つと位置付けており、現在、子会社 (主に株式会社エコ革) の管理体制を含む当社グループ全体の経営管理体制強化に優先的に取り組んでおります。

他方で、当社は、2024 年 1 月 23 日付開示「連結子会社の異動 (株式譲渡) に関するお知らせ」に記載のとおり、2023 年 7 月 31 日付で株式会社 OGIX を子会社化いたしました。経営資源の選択と集中の観点から当社グループリソースを株式会社 OGIX 以外に集中すべきと考えたこと、株式会社 OGIX との資本提携を行わずとも両社間での協業体制は継続可能と判断したこと等から、2024 年 1 月 23 日付で株式会社 OGIX の全株式を譲渡することを決議いたしました。

当社グループが今後さらなる事業拡大及び収益力強化を図るためには、既存事業の強化・拡大を図るとともに、今後の当社グループにおける成長の柱となる可能性のある新規事業の発掘・創出を引き続き模索していくことが必要不可欠であると考えております。当社といたしましては、このような既存事業の強化・拡大及び新規事業の発掘・創出のためには、M&A戦略が今後の当社グループの事業拡大における最も重要な成長ドライバーの1つとなるものと捉えております。

したがって、既存事業の強化・拡大を図るとともに、今後の当社グループにおける成長の柱となる可能性のある新規事業の発掘・創出を模索していくため、新規M&A又は戦略的提携を積極的に推進し、さらなる事業拡大及び収益力強化を達成してまいりたいと考えております。従前どおり既存事業の収益安定化及び株式会社エコ革のM&A完了に向けて当社経営資源を集中的に投下しつつ、それらと併行して、新規M&A又は戦略的提携については、当社グループリソース及び経営資源の投下先を慎重に見極めながら、既存事業の強化・拡大及び新規事業の発掘・創出に資するか否かという点を重視し、検討を進めるようにいたします。以上のとおり、既存事業の強化・拡大及び新規事業の発掘・創出を両輪として、当社グループ全体の持続的成長を目指してまいります。

なお、これまでの当社のM&A投資実績といたしましては、以下のとおりです。

年月	会社名・概要	状況
2018年11月	AI（人工知能）関連のシステム（ソフトウェア）受託開発事業を行う株式会社 Tamago の株式を取得し子会社化	・2021年6月に全株式を取得 ・2021年11月に吸収合併
2019年6月	エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発関連の受託開発事業を行う株式会社Cotoriの株式を取得し子会社化	・2020年2月に全株式を取得 ・現連結子会社
2019年8月	ゲーム事業を行う株式会社SR factoryの株式を取得し子会社化	・2020年3月に全株式を第三者に譲渡
2023年7月	再エネソリューション事業を行う株式会社エコ革の株式を取得し子会社化	・現連結子会社
2023年7月	ゲーム開発・運用、アプリ開発・運用、メタバース開発・運用事業を行う株式会社OGIXの株式を取得し子会社化	・2024年1月に全株式を第三者（株式会社OGIX代表者）に譲渡

以上のとおり、当社グループといたしましては、当社グループリソース及び経営資源の投下先を慎重に見極めながら、積極的なM&A又は戦略的提携の推進により、既存事業の強化及び新たな収益機会の獲得を図り、企業価値のさらなる向上を追求してまいりたいと考えております。

したがって、今回の資金調達により得た資金は、当社グループにおけるさらなる事業拡大及び収益力強化を目的として、以下のとおり①当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aに関する借入金返済資金、②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として充当する予定です。

① 当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aに関する借入金返済資金

当社は、2023年7月14日付開示に記載のとおり、さらなる事業拡大及び業績向上を図るため、再エネソリューション事業を営む株式会社エコ革の株式34%を取得し、連結子会社化いたしました。

また、2023年7月14日付開示に記載のとおり、株式会社エコ革の株式34%の取得資金1,190百万円に

つきましては、株式会社東日本銀行より、以下のとおり借入を行っております。

借入先	株式会社東日本銀行
借入金額	1,190百万円
借入金利	1.25%
借入実行日	2023年7月27日
担保の有無	有

2023年7月14日付開示に記載のとおり、当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aにつきましては、今後、段階的に株式会社エコ革の株式取得を実施し、最終的には株式会社エコ革の全株式を取得する予定です。当該追加株式取得につきましては、金融機関からの借入や資本市場からの調達を組み合わせる等の方法により資金手当てを行う方針であり、多様な資金調達方法を検討してまいります。当該株式取得を決定した場合には、適時適切に開示いたします。

今後、当社が株式会社エコ革の株式の追加取得に加え、下記②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資を確実に実施していくためには、可能な限り資本バッファを構築し、十分な有利子負債の調達余力を残しておく必要があります。

したがいまして、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、当社グループの財務基盤の強化を図るため、本新株予約権による調達資金のうち1,100百万円を上記借入金1,190百万円の一部返済資金に充当する予定です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は、2024年4月～2027年4月を予定しており、当該期間において、上記借入金の一部返済を実施する予定です。

なお、当該借入につきましては、株式会社東日本銀行との契約上コベンナツが存在いたしますが、当該コベンナツの各条件について今後交渉・協議を行う予定です。

また、上記借入金の残額90百万円につきましては、今後、原則として手元資金により返済を行っていく予定であり、状況に応じて資本市場からの調達等を含めた多様な資金調達方法を検討いたします。

② 新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金

当社は、今後の当社グループにおける重要な成長戦略の1つとして、新規M&A又は戦略的提携の積極的推進を掲げており、新規M&A又は戦略的提携の実行により、新たな収益機会の獲得を図り、企業価値のさらなる向上を追求してまいりたいと考えております。

他方で、当社は、2023年9月14日付開示「2024年1月期第2四半期報告書の提出遅延及び2024年1月期第2四半期決算短信発表の延期並びに監理銘柄（確認中）への指定見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、2024年1月期第2四半期報告書を金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行ったことから、同日付で当社株式が監理銘柄（確認中）に指定されました（その後、同年10月13日に当該四半期報告書を提出したため、同日付で監理銘柄（確認中）指定を解除されております）。かかる四半期報告書の提出遅延に至った経緯といたしましては、2023年7月に株式会社エコ革及び株式会社OGIXのM&Aを実行したことにより、連結対象会社となった株式会社エコ革が保有する多数の太陽光設備としての土地の時価評価益等に係る期首残高の精査や、対象子会社の四半期連結財務諸表における適切な表示科目の検討等、当該第2四半期報告書の開示内容の追加確認が必要となったこと、また上記M&Aと決算発表までの期間が短い中、偶発的な事情が重なり経理部人員が退職したこと等の理由から、決算数値の確定に時間を要し、当該第2四半期報告書の提出が遅延することとなりました。当社は、このように四半期決算開示及び四半期報告書の提出が遅延したことを厳粛に受け止め、子会社の管理体制を含む経営管理体制強化に優先的に取り組んでおります。具体的には、①当社グループ全体としての経営方針及び内部統制の周知・徹底、②当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実、③決算・財務報告プロセスに係る内部統制の強化及び役職員の会計リテラシーの向上、④管理部門の機能強化及び事業部門・子会社との連携強化、⑤人材採用・育成の強化、⑥監査法人との連携強化等に継続的に取り組む所存です。

以上のとおり、当社といたしましては、子会社の管理体制を含む経営管理体制強化への取組みを進める

とともに、従前どおり既存事業の収益安定化及び株式会社エコ革のM&A完了に向けて当社経営資源を集中的に投下しつつ、それらと併行して、新規M&A又は戦略的提携を積極的に推進することにより、既存事業の強化・拡大及び今後の当社グループにおける成長の柱となる可能性のある新規事業の発掘・創出を目指してまいりたいと考えております。

このように当社グループといたしましては、今後さらなる事業拡大及び収益力強化を図り、持続的な成長を実現していくためには、事業領域の拡大及び人員の強化を目的とした新規M&A又は戦略的提携を積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えております。とりわけ、当社グループの主要事業であるITソリューション事業のさらなる強化のためには、エンジニア・デザイナー等といった専門性の高い人材の確保及び技術力の強化が必要不可欠であり、技術者の採用・教育の観点からも、かかるM&A戦略が今後の当社グループの事業拡大における最も重要な成長ドライバーの1つになるものと捉えております。

したがって、今後、当社グループの既存事業に関連する事業のみならず、シナジー効果等が見込まれ、企業価値向上が見込まれる案件については、異業種であっても積極的にM&Aを行ってまいります。

具体的には、(a)当社グループの主要事業であるITソリューション事業を中心に、エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発領域や、AI等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発領域、DX開発領域等において優れた技術力を有する企業、(b)エンジニア・デザイナー等といった専門性の高い人材を有する企業、また、(c)異業種であっても当社グループとの事業シナジーが見込まれ、新たな収益機会の創出に資する企業をターゲットとして、幅広く投資検討を行ってまいります。なお、上記(c)につきましては、同業種に限らず、異業種であっても、長年の実績を有する中堅企業や、独自の商品・サービスを有する中堅企業、参入障壁の高い市場において競争優位性を有する中堅企業等で、当社グループのIT技術を活用することにより、より効率的かつ高精度のデータを基に、顧客企業に最適な提案を可能にするなど、当社グループの既存事業と親和性が高くシナジーが期待できる企業や、新たな収益機会としての事業展開が期待できる企業とのM&A又は戦略的提携を想定しております。

かかる新規M&A又は戦略的提携が当社グループの中長期的・持続的成長のための戦略投資であるという観点に鑑みると、金融機関からの借入と併せて資本性資金をも活用することが望ましいと考えられます。したがって、新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金につきましては、主に金融機関からの借入又は自己資金を利用するとともに、その一部については資本性資金をも組み合わせた資金手当てを行っていく方針です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は2024年4月から2027年4月を予定しておりますところ、当該期間において、1案件当たりの投資金額約1百万円～500百万円、1～3件程度の新規M&A又は戦略的提携を実施する計画です。したがって、本新株予約権による調達資金のうち342百万円を新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として充当する予定であり、不足が生じた場合には自己資金又は借入金を充当する予定です。

当社グループにおいては、日常的に多数の案件情報を入手するよう努めており、今後、当社グループの中長期的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

以上のとおり、当社グループにおける最も重要な成長戦略の1つであるM&A又は戦略的提携のための成長投資を確実に実行し、さらなる企業価値向上を図るため、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、本件増資に伴う純資産の増加により当社グループの財務基盤を強化することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

当社グループは、さらなる流動性の向上及び投資家層の多様化・拡大を図り、持続的な企業成長と中長期的な企業価値の向上により一層努めてまいります。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、対象株式数280,000株、行使期間3年間、行使価額が5,300円に固定されている本新株予約権を割り当て（行使価額は修正されません）、割当予定先による本新株予約権の行

使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

なお、本新株予約権の行使期間は、2024年4月9日から2027年4月8日までの3年間です。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

上記のとおり、本新株予約権は、行使期間中に行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、行使価額の水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は5,300円（本発行決議日前取引日の終値の約106%）であり、現状の株価水準よりも高い水準に設定されております。

このように本新株予約権の行使価額を現状の株価水準よりも高い5,300円に設定したのは、過去の当社株価推移及び現況の事業計画に鑑み、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して、今後3年間において達成又は維持すべきと当社が考える最低限の目標株価水準を行使価額として設定するとともに、足下での希薄化を防止し、当社の株価上昇タイミングを捉えた資金調達を実現することを企図したことによるものです。

上記「(1) 募集の目的 イ. 当社グループの成長戦略及び今回の資金調達について」においても述べましたとおり、当社グループは、今後も積極的なM&A又は戦略的提携の推進により、新たな収益機会の獲得を図り、企業価値のさらなる向上を追求してまいりたいと考えております。当社グループといたしましては、このような成長戦略を着実に実行していくことで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価は持続的・段階的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。このような当社予測に鑑み、本新株予約権の行使価額については、上記のとおり今後3年間において達成又は維持すべきと当社が考える当社株価の最低限の目標水準に即し、5,300円に設定することといたしました。

また、上記のとおり、本新株予約権の行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた資金調達を実現することが可能となっております。

このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績向上に伴って企業価値が高まり、その結果当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において自己資本を増強することが可能な設計となっております。したがって、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額5,300円の設定につきましては、2025年1月期から当社内部の目標として定める2026年1月期・2027年1月期までの今後3か年の事業計画及び目標株価水準等に基づき算出しております。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される280,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがって、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

③ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

④ 取得条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤ 行使停止期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計 4 回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の 5 取引日前の日までに行使停止期間を書面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます（以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。）。1 回の行使停止期間は 10 連続取引日とし、各行使停止期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して、別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権引受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 280,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

⑥ 割当予定先の取得請求権

当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがって、当社株価が長期にわたり行使価額を下回る場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑦ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑧ 優先交渉権

当社は、払込期日から、1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する旨が本新株予約権引受契約において定められる予定です。割当予定先がかかる引受を希望する場合には、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に代えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないとい

うメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (MSCB) の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (いわゆる MSCB) の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

6) 行使価額修正条項付新株予約権 (MS ワラント) の発行

株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権 (いわゆる MS ワラント) による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、行使価額が変動し下方にも修正されるため、株価が下落した局面において、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。また、当社が想定する当社業績及び株価上昇見通しに即した形での資金調達を実現することは困難であると考えられます。一方で、かかる行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の場合、株価が上昇した局面においては、株価の上昇に連動して行使価額が修正されることにより、資金調達額が増額される可能性があります。あくまで当該時点における現状株価を基準として行使価額の修正がなされるスキームであることから、当社内部の目標として定める今後3か年の事業計画及び目標株価水準等を基軸とした資金調達を実現することは困難であると考えられます。したがって、現状の当社の財務戦略・資本政策とは異なるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

7) 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・オフERING)

いわゆるライツ・オフERINGには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフERINGにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でない判断いたしました。

8) 金融機関からの借入や社債による調達

現在のわが国においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあり、引き続き今後の検討対象となり得ます。もっとも、今回の資金用途である①当社子会社 (株式会社エコ革) のM&Aに関する借入金返済資金、②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本金調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を十分に残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがって、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でない判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,497,384,000	54,515,000	1,442,869,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (13,384,000 円) に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (1,484,000,000 円) を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー (44,520 千円)、株式会社 Stewart McLaren への新株予約権公正価値算定費用 (1,000 千円)、登録免許税 (5,330 千円)、調査費用・有価証券届出書作成費用・信託業務事務手数料等 (3,665 千円) です。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 当社子会社 (株式会社エコ革) のM&Aに関する借入金返済資金	1,100	2024年4月から2027年4月
② 新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金	342	2024年4月から2027年4月
合計	1,442	

- (注) 1. 本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 本新株予約権により調達した資金は、原則として、上記表中に記載の①・②の優先順位で順次充当いたします。但し、当該充当順位は、①当該借入のコバナンツの各条件に関する株式会社東日本銀行との協議・交渉状況、②新規M&A又は戦略的提携の検討状況、その他本新株予約権の行使状況等により変化する可能性があり、当該状況に応じて配分して充当いたします。

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 イ. 当社グループの成長戦略及び今回の資金調達について」に記載のとおり、当社グループといたしましては、今後も積極的なM&A又は戦略的提携の推進により、新たな収益機会の獲得を図り、企業価値のさらなる向上を追求してまいりたいと考えております。

したがって、今回の資金調達により得た資金は、当社グループにおけるさらなる事業拡大及び収益力強化を目的として、以下のとおり①当社子会社 (株式会社エコ革) のM&Aに関する借入金返済資金、②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として充当する予定です。

① 当社子会社 (株式会社エコ革) のM&Aに関する借入金返済資金 1,100 百万円

当社は、2023年7月14日付開示「株式の取得 (子会社化) に関するお知らせ」(以下、「2023年7月14日付開示」といいます。)に記載のとおり、さらなる事業拡大及び業績向上を図るため、再エネソリューション事業を営む株式会社エコ革の株式34%を取得し、連結子会社化いたしました。

2023年7月14日付開示に記載のとおり、株式会社エコ革の株式34%の取得資金1,190百万円につきましては、株式会社東日本銀行より、以下のとおり借入を行っております。

借入先	株式会社東日本銀行
借入金額	1,190百万円
借入金利	1.25%
借入実行日	2023年7月27日
担保の有無	有

2023年7月14日付開示に記載のとおり、当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aにつきましては、今後、段階的に株式会社エコ革の株式取得を実施し、最終的には株式会社エコ革の全株式を取得する予定です。当該追加株式取得につきましては、金融機関からの借入や資本市場からの調達を組み合わせる等の方法により資金手当てを行う方針であり、多様な資金調達方法を検討してまいります。当該株式取得を決定した場合には、適時適切に開示いたします。

今後、当社が株式会社エコ革の株式の追加取得に加え、下記②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資を確実に実施していくためには、可能な限り資本バッファを構築し、十分な有利子負債の調達余力を残しておく必要があります。

したがって、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、当社グループの財務基盤の強化を図るため、本新株予約権による調達資金のうち1,100百万円を上記借入金1,190百万円の一部返済資金に充当する予定です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は、2024年4月～2027年4月を予定しており、当該期間において、上記借入金の一部返済を実施する予定です。

なお、当該借入につきましては、株式会社東日本銀行との契約上コベナントが存在いたしますが、当該コベナントの各条件について今後交渉・協議を行う予定です。

また、上記借入金の残額90百万円につきましては、今後、原則として手元資金により返済を行っていく予定であり、状況に応じて資本市場からの調達等を含めた多様な資金調達方法を検討いたします。

② 新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金 342百万円

上記のとおり、当社グループといたしましては、今後さらなる事業拡大及び収益力強化を図り、持続的な成長を実現していくためには、事業領域の拡大及び人員の強化を目的とした新規M&A又は戦略的提携を積極的に推進していくことが必要不可欠であると考えております。とりわけ、当社グループの主要事業であるITソリューション事業のさらなる強化のためには、エンジニア・デザイナー等といった専門性の高い人材の確保及び技術力の強化が必要不可欠であり、技術者の採用・教育の観点からも、かかるM&A戦略が今後の当社グループの事業拡大における最も重要な成長ドライバーの1つになるものと捉えております。

したがって、今後、当社グループの既存事業に関連する事業のみならず、シナジー効果等が見込まれ、企業価値向上が見込まれる案件については、異業種であっても積極的にM&Aを行ってまいります。

具体的には、(a)当社グループの主要事業であるITソリューション事業を中心に、エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発領域や、AI等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発領域、DX開発領域等において優れた技術力を有する企業、(b)エンジニア・デザイナー等といった専門性の高い人材を有する企業、また、(c)異業種であっても当社グループとの事業シナジーが見込まれ、新たな収益機会の創出に資する企業をターゲットとして、幅広く投資検討を行ってまいります。なお、上記(c)につきましては、同業種に限らず、異業種であっても、長年の実績を有する中堅企業や、独自の商品・サービスを有する中堅企業、参入障壁の高い市場において競争優位性を有する中堅企業等で、当社グループのIT技術を活用することにより、より効率的かつ高精度のデータを基に、顧客企業に最適な提案を可能にするなど、当社グループの既存事業と親和性が高くシナジーが期待できる企業や、新たな収益機会としての事業展開が期待できる企業とのM&A又は戦略的提携を想定しております。

かかる新規M&A又は戦略的提携が当社グループの中長期的・持続的成長のための戦略投資であると

いう観点に鑑みると、金融機関からの借入と併せて資本性資金をも活用することが望ましいと考えられます。したがって、新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金につきましては、主に金融機関からの借入又は自己資金を利用するとともに、その一部については資本性資金をも組み合わせた資金手当てを行っていく方針です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は2024年4月から2027年4月を予定しておりますところ、当該期間において、1案件当たりの投資金額約1百万円～500百万円、1～3件程度の新規M&A又は戦略的提携を実施する計画です。したがって、本新株予約権による調達資金のうち342百万円を新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として充当する予定であり、不足分が生じた場合には自己資金又は借入金を充当する予定です。

当社グループにおいては、日常的に多数の案件情報を入手するよう努めており、今後、当社グループの中長期的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

なお、上記②について、新規M&A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合又は事実上決定した場合等には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件について新規M&A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続き新規M&A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。但し、将来において新規M&A又は戦略的提携に関する当社方針に変更が生じた場合など、新規M&A又は戦略的提携の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替使途として、ソフトウェア開発資金、システム・アプリケーション開発資金又は人的資本投資資金等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合においても、原則として、上記①当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aに関する借入金返済、②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資を実施していく方針に変更はなく、当該資金使途につき資金が不足する分に関しては、自己資金又は金融機関からの借入金を充当する予定であり、状況に応じて、調達コストを勘案しつつ新たな増資等も含めた追加の資金調達方法を検討することにより不足分を補完する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（所在地：東京都港区白金台五丁目9番5号、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。当社は、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社より当該算定機関の紹介を受けたところ、当該算定機関が新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められること、当社との間に資本関係・人的関係等はなく、また、当該算定機関は当社の会計監査を行っている者でもないため当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること等に鑑み、当該算定機関を本新株予

約権の第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求め、ブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本新株予約権引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である 2024 年 3 月 19 日における当社普通株式の株価 4,990 円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）46.66%（過去 1.0～3.1 年間の日次株価を利用）、満期までの期間 3.05 年、配当利率 0.0%、安全資産利子率 0.19%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

価値評価にあたっては、当社は、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の 2 週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものと想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。

当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の 200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール（ソフトコール）であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の 100%と設定する場合もあります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の 2 週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき当該本新株予約権に係る発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものと想定しております。発動水準を 200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストを CAPM と調達金利から 10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を 1 日当たりの平均売買出来高の約 10%で売却することと仮定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額は 4,780 円となりました。また、本新株予約権の行使価額は 5,300 円（本発行決議日前取引日の終値の約 106%）としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、

適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役3名）からも、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren がかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- (ii) 当社と株式会社 Stewart McLaren との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような株式会社 Stewart McLaren に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社 Stewart McLaren が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社 Stewart McLaren 作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券から当社取締役に対して具体的な説明が行われており、かかる説明を踏まえた上で当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること
- (vii) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社 Stewart McLaren が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること
- (viii) 上記(vii)により株式会社 Stewart McLaren の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は280,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は280,000株（議決権数2,800個）であります。2024年1月31日現在の当社発行済株式総数2,820,400株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数28,190個）を分母とする希薄化率は9.93%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は9.93%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」のとおり、今回の資金調達における資金使途は、当社グループにおけるさらなる事業拡大及び収益力強化を目的とした①当社子会社（株式会社エコ革）のM&Aに関する借入金返済資金、②新規M&A又は戦略的提携のための成長投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、上記資金使途に充当することで、当社のさらなる企業価値向上を図ることが可能となります。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数280,000株に対し、2024年3月19日から起算した当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は94,576株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は111,821株、過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は106,709株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あた

りの売却数量は 380 株であり、上記過去 6 か月間における 1 日あたりの平均売買出来高の 0.40%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LCA0】

①	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
②	所 在 地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2013 年 3 月 11 日
⑥	出 資 の 総 額	約 218 百万米ドル (2023 年 6 月 30 日時点)
⑦	出資者・出資比率・ 出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター: James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨	名 称	該当事項はありません
	所 在 地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事 業 内 容	該当事項はありません
	資 本 金	該当事項はありません
⑩	当社と該当ファンド との間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行 組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人と の間の関係	該当事項はありません

【MAP246】

①	名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC
②	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2019 年 8 月 11 日
⑥	出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。
⑦	出資者・出資比率・ 出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載していません。

⑧ 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨ 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません
	所 在 地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事 業 内 容	該当事項はありません
	資 本 金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

(注) 割当予定先である MAP246 については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) であることから、調査対象を LMA SPC (所在地：Walkers Corporate Limited, 27 Hospital Road, George Town, KY, KY1-9008、代表者：Jon Scott Perkins (Director)、Robert Swan (Director)) としております。MAP246 の出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がストームハーバー証券株式会社 (住所：東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号、代表取締役社長：渡邊佳史) (以下、「ストームハーバー証券」といいます。) を通じて、LCAO 及び MAP246 と一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家である LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、従前より事業拡大のための M&A 又は戦略的提携を当社グループの成長戦略における重要な施策の 1 つとして位置づけ、2023 年 1 月に新規上場して以降も、M&A 又は戦略的提携を積極的に検討してまいりました。そのような中、2023 年 2 月、株式会社エコ革との間で、当社による株式会社エコ革の M&A の可能性について協議が開始され、当社において当該 M&A のための資金を調達する必要性が生じたことから、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。当社は、2023 年 5 月下旬頃、株式会社エコ革との間で、当社による株式会社エコ革の M&A について協議を進めており、そのような中で、株式会社エコ革は、その既存取引行より、不動産証券化を含む不動産取引や資金調達 (デッド、エクイティ、ハイブリッドファイナンスを含む) のアドバイザー、M&A に関するアドバイザー等を展開しているストームハーバー証券の紹介を受けました。その後、当社は、2023 年 5 月下旬頃、株式会社エコ革を通じてストームハーバー証券の紹介を受けました (なお、株式会社エコ革とストームハーバー証券との間には取引関係等はありません)。

当社は、ストームハーバー証券に対し、株式会社エコ革の M&A スキーム及び当該 M&A に伴う資金調達方法等について相談を行ったところ、当該 M&A 及びそれに伴う資金調達スキーム並びにそれらに関連する実務上の対応全般についてストームハーバー証券より助言及び提案を頂きました。当社及び株式会社エコ革は、当社による資金調達の必要性や適切な開示実務対応の必要性等に鑑みると、株式会社エコ革の M&A についてス

トームハーバー証券を当社の財務アドバイザーとして起用することが有益であると判断したことから、当社は、株式会社エコ革のM&Aについてストームハーバー証券を当社の財務アドバイザーとして起用いたしました（なお、株式会社エコ革及びその代表者である伊藤繁三氏は、当社の上場以前から当社事業に様々な支援を頂いている当社株主であり、当該M&Aは友好的なM&Aであったこと、また、当該M&Aの条件については既に当事者間において概ね合意できていたこと等から、当該M&Aの売主である株式会社エコ革アセット（住所：栃木県佐野市高萩町1322-9、代表取締役社長：伊藤繁三。当該M&A時点において株式会社エコ革株式を100%保有）は、当該M&Aに関して財務アドバイザーを起用していません）。

以上のような経緯から、当社は、ストームハーバー証券より、株式会社エコ革のM&Aや当社の資本政策等に関する情報提供ないし助言を頂くとともに、当該M&Aに伴う資金調達スキームの提案を受け、検討を進めてまいりました。

その後、当社は、2023年11月下旬頃、ストームハーバー証券を本資金調達に関する財務アドバイザーとして起用し、ストームハーバー証券を通じてLCAMの紹介を受けました。ストームハーバー証券は、2009年に設立されたグローバルな金融市場に精通した独立系投資銀行であり、国内又は海外の機関投資家引受によるエクイティファイナンスやM&A・資本業務提携等、顧客企業の財務戦略・資本政策に関するアドバイザー業務を幅広く展開しております。ストームハーバー証券は、顧客企業の財務アドバイザーとして、資金調達スキームを立案・構築した上で、そのグローバルなネットワークを活用して複数の国内又は海外の機関投資家の中から顧客企業の資金調達戦略に適すると考えられる割当先を選定し、本資金調達を含む財務戦略・資本政策全般に関する助言等を行う役割・機能を担っておりますところ、今回の当社の資金調達戦略に適すると考えられる割当先として、ストームハーバー証券からLCAMを紹介して頂きました。なお、ストームハーバー証券は、これまで、今回と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246を割当先とするエクイティファイナンスの案件を複数手掛けた実績があります。

このような経緯により、当社は、ストームハーバー証券及びLCAMから、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246に対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCAO及びMAP246は、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることについて、ストームハーバー証券からの報告及びLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認いたしました。当社は、以上の内容に基づき、本第三者割当について検討を進めた結果、本提案が当社の資金調達ニーズを満たすものであったこと、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246を本新株予約権の第三者割当の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先であるLCAO及びMAP246との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAMとの協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権引受契約を締結する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうちLCA0について、2022年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCA0の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2024年1月10日から同月15日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCA0より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCA0の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCA0が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCA0の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2022年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2024年1月10日から同月15日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、MAP246の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びMAP246が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降MAP246の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題は無いものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態等

当社は、①割当予定先及びLCAM、②割当予定先の出資者及びディレクター、並びに③LCAMの出資者及びディレクター（以下、「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前（2024年1月31日現在）	
良原広樹	40.03%
石原慎也	11.27%
伊藤繁三	8.21%
畠山学	6.46%
伊藤高雄	5.49%
アキュメディクス株式会社	4.98%
日本証券金融株式会社	3.62%
松井証券株式会社	3.61%
株式会社DMM. com証券	3.19%
株式会社SBIネオトレード証券	1.55%

(注) 1. 割当前の持株比率は2024年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第440条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
売上高	785,227千円	789,282千円	1,075,505千円
営業利益	15,595千円	60,670千円	168,885千円
経常利益	23,246千円	61,450千円	160,888千円
当期純利益	29,364千円	81,260千円	61,450千円
1株当たり当期純利益	12.87円	33.64円	30.85円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
1株当たり純資産	114.76円	147.99円	260.77円

(注) 当社は、2023年1月26日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年3月21日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 2,820,400株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	－	－
下限値の行使価額における潜在株式数	－	－
上限値の行使価額における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
始値	－	－	3,650円	2,946円
高値	－	－	4,000円	4,830円
安値	－	－	2,707円	1,420円
終値	－	－	2,899円	4,670円

(注) 当社は、2023年1月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	2023年 10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
始値	2,250円	2,760円	3,185円	4,605円	4,645円	4,450円
高値	3,090円	3,330円	4,535円	4,830円	4,945円	5,300円
安値	2,113円	2,654円	3,185円	3,560円	4,055円	4,020円

終 値	2,810 円	3,180 円	4,235 円	4,670 円	4,400 円	4,990 円
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(注) 2024年3月の株価については、2024年3月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年3月19日現在
始 値	5,300 円
高 値	5,300 円
安 値	4,905 円
終 値	4,990 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2023年1月25日
調 達 資 金 の 額	270,000 千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	920 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,415,400 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	300,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,715,400 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①採用費及び人件費 222,400 千円 ②広告宣伝費及び販売促進費 33,800 千円 ③将来における事業拡大に寄与する成長資金 残額 （下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた資金使途となっております。）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①2024年1月期～2026年1月期 ②2024年1月期～2025年1月期 （下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた支出予定時期となっております。）
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	①採用費及び人件費 119,548 千円：2024年1月期 なお、未充当の102,852 千円については、2025年1月期から2026年1月期において①採用費及び人件費として充当予定です。 ②広告宣伝費及び販売促進費 15,187 千円：2024年1月期 なお、未充当の18,613 千円については、2025年1月期から2026年1月期において②広告宣伝費及び販売促進費として充当予定です。 ③将来における事業拡大に寄与する成長資金 13,800 千円：2024年1月期（全額充当済） （下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた充当状況となっております。）

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2023年2月17日
調 達 資 金 の 額	96,600 千円（差引手取概算額）

発行価額	920円
募集時における発行済株式数	2,715,400株
当該募集による発行株式数	105,000株
募集後における発行済株式数	2,820,400株
発行時における当初の資金使途	①採用費及び人件費 ②広告宣伝費及び販売促進費 ③将来における事業拡大に寄与する成長資金 残額 (上記①記載の公募増資(新規上場時)による資金調達を含めた資金使途となっております。)
発行時における支出予定時期	①2024年1月期～2026年1月期 ②2024年1月期～2025年1月期 (上記①記載の公募増資(新規上場時)による資金調達を含めた支出予定時期となっております。)
現時点における充当状況	①採用費及び人件費 119,548千円：2024年1月期 なお、未充当の102,852千円については、2025年1月期から2026年1月期において①採用費及び人件費として充当予定です。 ②広告宣伝費及び販売促進費 15,187千円：2024年1月期 なお、未充当の18,613千円については、2025年1月期から2026年1月期において②広告宣伝費及び販売促進費として充当予定です。 ③将来における事業拡大に寄与する成長資金 13,800千円：2024年1月期(全額充当済) (上記①記載の公募増資(新規上場時)による資金調達を含めた充当状況となっております。)

11. 発行要項

別紙記載のとおり

以上

株式会社テクノロジーズ

第 1 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社テクノロジーズ第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 13,384,000 円

3. 申 込 期 日

2024 年 4 月 8 日

4. 割当日及び払込期日

2024 年 4 月 8 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	2,240 個
MAP246 Segregated Portfolio	560 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 280,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,800 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 4,780 円 (本新株予約権の払込金額の総額 金 13,384,000 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使価額は、5,300 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する (以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (払込期間を定めた場合はその最終日とする。) の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行 (無償割当ての場合を含む。) する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券又は権利を発行 (無償割当ての場合を含む。) する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（2）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（2）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月9日から2027年4月8日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であつて、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 4,780 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

東日本銀行 本店営業部

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上